

小矢部市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、本市が所有する公の施設（以下「施設」という。）に対する命名権（以下「ネーミングライツ」という。）に関し適正な導入を図るため、基本的な方針を定めるものとする。

2 権利の内容

市と契約を締結し、命名権を取得したもの（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）は、命名権料の対価として、施設に法人名、商品名等を冠した愛称を付与することができる。

ネーミングライツによって付与された名称は、一般的な愛称として使用し、条例で定める施設名は、変更しない。

市は、契約期間中は愛称を使用することを基本とするが、必要に応じて愛称と条例上の施設名を併記、市議会等で条例上の施設名の使用等の対応をすることがある。

3 導入の方法

ネーミングライツの導入に当たっては、本市があらかじめ選定する施設について、法人格を有する団体（以下「法人」とする。）から愛称、命名権料等の提案を募集する「提案型」による募集方法とする。

4 導入までの手続

ネーミングライツ導入までの標準的な手続は、概ね次のとおりとする。なお、ここに定める以外の手続については、必要に応じて行うものとする。

- (1) 募集
- (2) 小矢部市ネーミングライツ審査委員会による審査（優先交渉権者の選定）
- (3) 優先交渉権者との協議
- (4) 契約の締結
- (5) 看板等の表示変更など導入準備
- (6) 市民への周知
- (7) 愛称の使用開始

5 対象施設

次に掲げる施設を対象とする。

- (1) クロスランドおやべ メインホール
- (2) クロスランドおやべ セレナホール
- (3) クロスランドおやべ クロスランドタワー
- (4) クロスランドおやべ 交流ひろば
- (5) 小矢部ふるさと歴史館

- (6) 小矢部運動公園 小矢部陸上競技場
- (7) 小矢部運動公園 小矢部野球場
- (8) 小矢部運動公園 小矢部庭球場
- (9) 小矢部ホッケー場
- (10) 小矢部市民プール
- (11) 小矢部市文化スポーツセンター
- (12) 小矢部市民体育館
- (13) 小矢部市立屋内スポーツセンター
- (14) 小矢部市武道館

6 契約期間

概ね3年から5年までの範囲で、複数年の契約を基本とする。

なお、命名権の購入を希望する法人が地域貢献等の理由により、5年を超える契約の意思を表した場合は、市と長期間の契約についての協議をすることができる。

7 ネーミングライツ・パートナーの募集

市は、命名権の購入を希望する法人からの申し入れについては、随時受け付けるものとする。

応募に当たっては、次の事項を含むものとする。

- (1) 応募する法人の名称、代表者名及び所在地
- (2) 命名しようとする施設名
- (3) 命名権料
- (4) 契約期間
- (5) 愛称案
- (6) 愛称案を提案した理由・目的
- (7) その他必要な事項

8 応募資格

ネーミングライツ・パートナーは、次に掲げる条件のいずれにも該当しない法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- (2) 市に納付すべき市税、料金等を滞納しているもの
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による更正又は再生手続をしているもの
- (4) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反する事業を行うもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの

- (7) 指定管理者制度を導入している施設にあつては、現在の指定管理者の事業目的と競合するもの
- (8) その他ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市長が認めるもの

9 命名条件等

ネーミングライツにより新たに命名される愛称は、市民や施設利用者の理解が受け入れられやすいものとし、次に掲げるものは、使用を認めない。

また、契約期間内の名称の変更は認めない。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (5) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に関するもの
- (7) その他愛称として表示することが適当でないと市長が認めるもの

10 優先交渉権者の選定

小矢部市ネーミングライツ審査委員会において、次に掲げる項目によって、ネーミングライツ・パートナーとして適正か否かについて総合的に審査し、優先交渉権者を選定する。なお、命名権料の審査に当たっては、他自治体の類似施設の事例や利用者数等を勘案し審査を行うため、類似施設と比較して明らかに低価格な命名権料を提案したと委員会が判断した場合は、ネーミングライツ・パートナーを選定しないこととする。

- (1) 命名権料
- (2) 契約期間
- (3) 愛称
- (4) 応募法人の地域貢献等

審査の結果、当該申請の内容が一定基準（配点の6割）に満たない場合は、ネーミングライツ・パートナーを選定しないことがある。

市は、優先交渉権者との最終調整を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定する。

11 契約の締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、ネーミングライツ・パートナーと市は、導入施設、愛称、命名権料、契約期間、契約の解除、不測の事態への対応等、ネーミングライツに関する契約を締結する。

12 費用負担

看板等の表示変更及び原状回復に伴う費用負担は、次の表のとおりとする。同表

においてネーミングライツ・パートナーの負担となっているものは、命名権料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担する。

なお、施設敷地外の看板、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、可能なものについて変更する。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて市や関係機関との協議により決定する。

愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合であっても、契約期間及び命名権料は、変更しない。

区 分	費用負担	
	市	ネーミングライツ・パートナー
看板等の表示変更		○
愛称の使用期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や本市ホームページの表示変更※1	○	

※1 本市で発行している印刷物については、残部数や改訂時期等を勘案し、協議の上、変更時期を決定する。

13 命名権料の用途

命名権料は、命名施設の維持管理のために活用し、命名施設のサービス向上の財源とする。

14 指定管理者との関係

指定管理者による管理施設においては、市は、ネーミングライツ導入に関して指定管理者から意見・要望等を聴取し、導入の可否を決定する。

ネーミングライツが導入された場合においては、ネーミングライツ・パートナー、指定管理者、市の3者は、ネーミングライツ導入の趣旨・目的を前提として相互に協力し、良好な関係を保持するよう努力するものとする。

費用負担については、上記12のとおりとするが、ネーミングライツの導入に起因して副次的に発生する費用の負担等については、3者の協議によって決定する。

15 施設の優先利用

市は、ネーミングライツ・パートナーが本施設を無料で優先利用できる日（年間3日間）を設けるものとする。

16 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツ・パートナーが次の事項に該当する場合は、市は契約を解除できることとする。この場合において、原状回復等に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とする。また、契約の解除に伴い、当該ネーミングライツ・パートナーに損害が発生した場合であっても、市は、その責任を負わな

い。

- (1) 契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 「8 応募資格」に規定する条件を満たさなくなったとき。
- (3) 信用失墜行為等により施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき。
- (4) 倒産又は解散したとき。
- (5) 契約解除の申出があったとき。

17 秘密の保持

- (1) 提出された書類は複写のうえ審査委員会へ提示するほか、関係機関に意見を聞く目的でも使用することがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、情報公開請求があった場合には、小矢部市情報公開条例に基づき公開することがある。